

ブロック塀等補助金の代理受領制度を導入しました！

●令和2年4月1日からブロック塀等補助金の受け取りに代理受領制度が利用できるようになりました。

代理受領制度とは・・・

市が交付する補助金について、申請者（住宅所有者）に代わって、ブロック塀等の工事を実施した業者（施工業者）の方が直接受け取ることができる制度です。

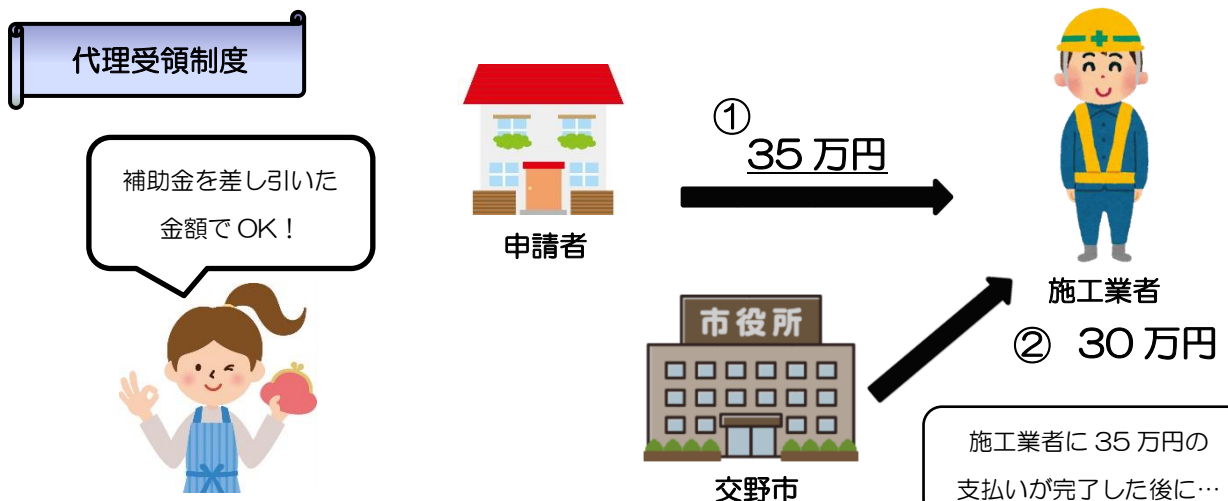
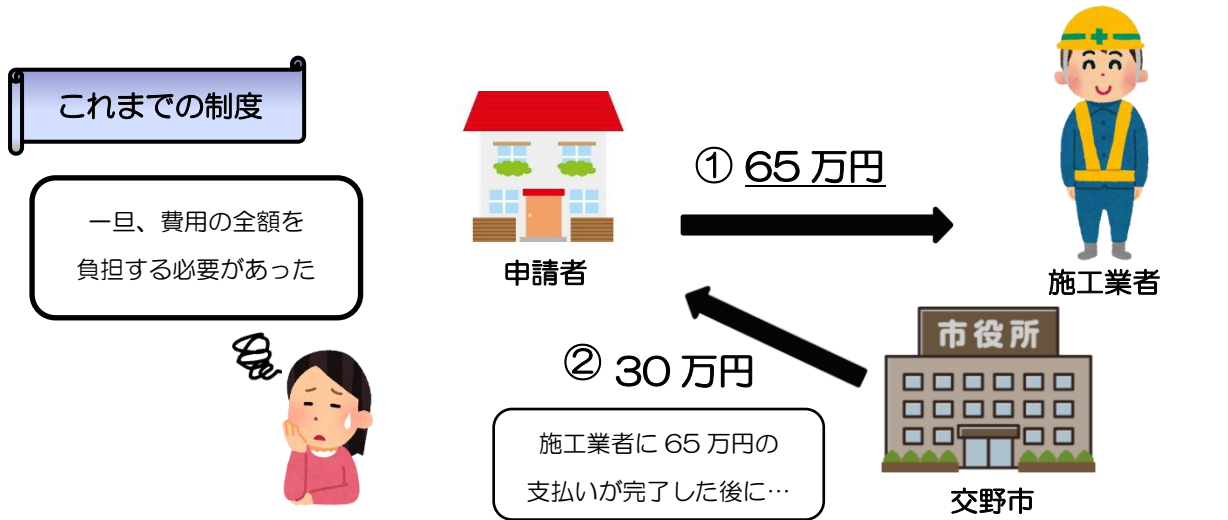
この制度を利用することで、申請者はブロック塀等費用から補助金を差し引いた額を用意すれば良くなり、費用の負担が軽減されます。

※代理受領制度を利用される方は、申請時に「補助金代理受領予定届出書」を提出してください。

※代理受領できるのは、申請者との契約によるブロック塀等を実施した業者に限ります。

※代理受領制度を利用される場合は、代理受領事業者の同意が必要となります。

例：ブロック塀等工事費用が65万円で、補助額が30万円(撤去10万円+改修20万円)



※どちらの制度を利用するかは申請者の方で選びいただけます。